

スリランカ

目次

概要	・ ・ ・ 1
代理人制度	・ ・ ・ 2
特許制度	・ ・ ・ 3
意匠制度	・ ・ ・ 5
商標制度	・ ・ ・ 7
模倣品対策	・ ・ ・ 9

概 要

2004年12月

加入条約 パリ条約 PCT

出願言語 英語、シンハラ語、タミル語

所管官庁 National Intellectual Property Office(NIPO)

代理人制度

2007年12月

(1) 代理人に必要な資格

Attorney at Law の資格

(2) 資格の取得の要件

(a) スリランカに在住のスリランカ市民であること

(b) スリランカ最高裁の弁護士である、または、所定のエーエージェントとしての資格有すること

(c) 所定の手数料を支払うこと

(3) 外国のクライアントの案件を代理する場合には、特別なライセンスが必要である。

(4) 代理人事務所の業務例:

出願(特許、意匠および商標)、

侵害訴訟代理

実施契約に関するコンサルティング、

調査、譲渡契約のアドバイス

1. 保護対象

(1) 発明の定義

技術分野において特定の問題を解決を実際に解決する発明者のアイデア

(2) 不特許事由

物質自体、人体を取り扱う方法、コンピュータプログラム

発見、科学的法則、数学的方法

植物、動物、遺伝子組み換え以外の微生物、非生物的なプロセスや微生物学的なプロセスを除く植物や動物の生産方法

ビジネス方法、ゲーム方法、精神的活動

核兵器における原子力エネルギー、原子力材料の利用に有用な発明

2. 登録要件

(1) 産業上の利用可能性

規定なし

(2) 新規性

公知、公用、文献公知のすべてにおいて世界主義を採用

(3) 進歩性

判断基準あり

(4) 発明の単一性

単一の一般的発明概念を形成するように互いに関連する発明群

3. 出願手続

(1) 出願人となり得る者

発明者、なお、従業員や委託による発明の場合、雇用主が出願人になれる。

(2) 必要書類

① 願書 出願人、発明者の住所、氏名

② 発明の説明

③ クレーム

④ 必要ならば図面

⑤ 要約

⑥ 同じ対象について外国で出願された特許出願の番号および出願日(もしあれば)

⑦ 出願人や前任者が同じ対象についてされた出願より前に外国で特許を取得していないことの宣言

⑧ 委任状(在外者の場合)

⑨ デクラレーション

⑩ 譲渡証

⑪ 優先権証明書

⑦～⑩については出願日から3ヶ月以内に提出する。

(3) FAX又は電子出願による出願不可

(4) 公用語は、英語、シンハラ語、タミル語、外国語出願制度なし。

(5) 国内優先制度なし。

(6) 出願変更不可。

- (7) 実体審査請求制度なし。
- (8) 公開制度なし。
- (9) 権利期間の延長制度なし。
- (10) 新規性喪失の例外は認めていない。
- (11) 多数従属クレームは可能
- (12) 図面に代えて写真可能
- (13) PCT出願の国内移行期限
 - ① 最先の優先日から30月(国内移行期限内に翻訳文の提出は不要)
 - ② 補正は可能(期限有り)

4. 審査手続

- (1) 特許性に関する拒絶理由が通知され得る。その他の出願要件に関する拒絶理由に対する拒絶理由が通知され得る。
- (2) 拒絶理由に対する応答期間は3ヶ月。延長不可
- (3) 補正は、特許通知まで可能。
- (4) 審査官とのインタビューや電話インタビューは、出願人からの要求で可能。
- (5) 早期審査制度なし
- (6) アピールはコロンボ高裁(拒絶査定の日から6ヶ月以内)

5. 登録

- (1) 存続期間は出願日から20年
- (2) 出願から登録までは、出願から1～2年
- (3) 登録料は、出願時に支払う。延長不可。
- (4) 年金
 - 年金は登録後に支払う。延長も可能。
- (5) 特許期間の延長制度はなし。

6. その他

- ① 出願から登録までのコスト450米ドル。
- ② 名義変更には、委任状と商業登記簿の部分証明が必要。

1. 一般

適用法令 知的財産法 #36 2003 年政令
所管官庁 NIPO

2. 対象

(1) 定義

線、色彩、3次元形状のあらゆる組み合わせ(線、色彩は必須ではない)であって、工業的、工芸的な生産品に特別な見栄えを与え、工業的、工芸的な生産品のための模様として機能するもの

(2) 色彩の取り扱い

色彩付で出願することはできる。

(3) 登録要件

- ・工業的利用可能性
- ・新規性

(4) 部分意匠制度

物品の部分も登録できる。

3. 出願手続

(1) 出願人となり得る者

創作者、なお、従業員や委託による創作の場合、雇用主が出願人になれる。

(2) 必要書類

- ① 願書 出願人の住所、氏名、在外者はスリランカでの宛て先
- ② 図面又は写真など工業デザインを特定するもの
- ③ 工業デザインが用いられる物品の指定(規則でクラスが定められている)
- ④ 自分の知る限り新規であることの宣言
- ⑤ 譲渡証
- ⑥ 委任状

(3) 斜視図は必要

(4) サンプルモデルでの出願は不可

(5) 一意匠一出願

(6) 動的意匠制度なし

(7) カップとお皿のようなセットの意匠は一出願可能

(8) 新規性喪失の例外なし

(9) 審査請求制度なし

3. 審査

(1) 実体審査を行う。

- ① 新規性
- ② 工業的利用性
- ③ 公序良俗違反でないか

(2) 公開前には補正可

- (3) オフィスアクションに対する応答期間は3ヶ月
- (4) 拒絶査定に対するアピールは、拒絶査定の日から6ヶ月までコロombo高裁に可能

4. 登録

- (1) 出願から登録までは約1～2年。
- (2) 保護期間は5年ごとに更新で、最長15年
- (3) 登録後、デザインは公開される。
- (4) 秘密意匠制度なし

5. 権利範囲

- (1) 意匠権者は登録意匠及び類似意匠について排他的権利を有する。
類似の判断は、ケースバイケース。
- (2) 使用权の設定は登録可能(義務ではない)。

商 標

2007年12月

1. 一般

適用法令 知的財産法 #36 2003 年政令
所管官庁 NIPO

(1) 使用

登録主義、先願主義

(2) 商品分類

- ① 国際分類を採用。
- ② サービスマークも登録可能。
- ③ 多区分出願は不可。
- ④ 区分の名称を指定商品／役務として指定できる。
- ⑤ 小売業はサービスとして指定できる(第35類)。

(3) 商標

- ① 立体商標も登録可能。
- ② 音、匂いは登録できない。
- 団体商標は登録可能。
- 証明商標は登録できない。

2. 出願手続

(1) 必要書類、要件

- ① 出願人の住所、氏名
- ② ビジネスの性質 (nature of business)
- ③ 商標を特定するもの (色彩があれば色彩を特定する)
- ④ 指定商品／役務
- ⑤ 国際分類
- ⑥ 英語でない場合は、英訳
- ⑦ 優先権を主張する場合は、優先日、出願番号、出願国
- ⑧ 優先権証明書 (出願時または出願時から3ヶ月以内)
- ⑨ 委任状

(2) 標準文字制度なし

(3) 団体商標登録可

(4) 証明商標登録可

(5) 外国語出願は認めない。

(6) 電子出願はない。

3. 審査

(1) 審査内容

- ① 実体審査においては絶対的拒絶理由および相対的拒絶理由について審査を行う。

(2) 補正

- ① 補正は商標を実質的に変更するものでない限り可能。

(3) 拒絶理由の応答期間は3ヶ月。

- (4) コンセント制度がある。
- (5) ディスクレーマーの提出は有効
- (6) 登録後、公開される。
- (7) 異議申し立て制度あり。公開日から3ヶ月間。
- (5) 拒絶査定に対しては6ヶ月以内にコロンボ高裁にアピール可能。

4. 登録

- (1) 存続期間は出願日から10年
10年ごとに更新可能
更新時の提出書類 商標と所有者の特定のみで可能
更新審査なし。

5. 権利範囲

- (1) 商法権は、指定商品／役務、商標の類似は員にをカバーする。

6. その他

- (1) 不使用取消審判制度 5年間の継続的不使用
使用の証明は商標権者側が行う。
- (2) 使用許諾は登録が可能(義務ではない)

模造品対策

1. 税関による水際措置または境界措置(侵害物品の通関保留措置)

- ①適用法令: Customs Ordinance as amended
- ②輸出入が税関で禁止されるもの
商標の偽造品、著作権の海賊版、その他 Intellectual Property Act#36 に違反するもの
- ③権利者は、税関の長官に書面で違法品の差し止めを要求する。
- ④権利者は、権利者の権利が侵害されている事実の一応の証明を行い(prima-facie evidence)、税関職員が容易に違法品を認識できる程度に十分な記述を提出する。

2. 模造の刑事責任の捜査

- (1)科せられる刑事罰の種類
罰金および／または禁固
- (2)刑事処分の要件
法のもとで有罪とされること
- (3)要件
 - (a)告訴権者
登録された権利者またはライセンシー
 - (b)告訴期間
告訴権者が侵害を知ったときから合理的な期間

3. 民事訴訟

- (1)民事訴訟の対象となる侵害の種類
特許権侵害／意匠権侵害／商標権侵害／著作権侵害／その他法で規定されている他の侵害
- (2)法的救済措置の種類
損害賠償、禁止命令、仮差し押さえ、本差し押さえなどの処分
- (3)侵害訴訟を提訴するための要件
著作権を除き、登録された権利の所有者であること
- (4)原告の資格を得るための要件
登録された権利の所有者であること、または、そのライセンシーであること
- (5)侵害を告訴するために必要な情報と書類の一覧
 - 告訴人の詳細
 - 対象となる権利の証明
 - 侵害者の詳細
 - 侵害者がどのように告訴人の権利を侵害しているかの説明
- (6)民事訴訟の裁判権を持つ裁判所
コロombo高裁

4. 仮処分

- 差し押さえの要件
対象品の違法性を証明する裁判所の書面を得ること

5. 上訴

- 法律問題については最高裁判所に上訴できる。

情報提供協力者

氏名: Mr. J. M. Swaminathan / Mrs. Anomi Wanigasekera

事務所名: M/s Julius & Creasy

住所: No. 41, Janadhipathi Mawatha,
Colombo 01, Republic of Sri Lanka

TEL: 94-11-2422601 FAX: 94-11-2446663

Email: pts@juliusandcreasy.com ウェブサイト: www.juliusandcreasy.com